

子育て支援ファミリー・サポート会員

育児の手助けがほしい方(依頼会員)と育児の援助ができる方(援助会員)に会員登録をしていただき、両者の仲介をしています。保育園帰宅後や児童の放課後の預かりなどに有償で対応しています。

対象 援助会員 / 市内在住の方
依頼会員 / 市内在住・在勤の方
対象となる子 0歳～小学生 **その他** 会員になるには講習を受けることが必要です

講習会

とき 11月27日(土)午後1時～4時
ところ あいトピア(総合福祉センター・前畑町) **申し込み** とよしファミリー・サポート・センター(☎56・7500)

一般



リサイクル本

募集期間 11月28日(日)まで **持込場所** 中央図書館(羽根井町)、配本センター(市民文化会館内・向山大池町) **募集対象** 不要になった本(雑誌 全集、汚れの激しいものなどを除く) **その他** 本は12月4

日(土)に行われる図書館まつり本のりサイクルで販売します。なお収益金は豊橋善意銀行へ寄付します **問合せ** 中央図書館(☎31・3131)

情報あれこれ



明るい選挙啓発ポスター作品入賞者

市内在住の小・中・高校生から作品を募集し324人の応募がありました。審査の結果、特選6人、入選21人が選ばれました。

特選

小学校

- 野口直樹(二川小1)
- 山田麻衣(大清水小5)
- 中村綾子(岩田小6)
- 植田匠(二川中1)
- 菊川麻亜耶(東部中2)
- 小林創(牟呂中3)

中学校

産業廃棄物処理施設の申請書などを縦覧します

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、左記の産業廃棄物処理施設の許可申請があり、関係書類を縦覧します。なお、当該計画については、生活環境の保全上の見地から

の意見を述べることができます。

申請者 トヨタ自動車株式会社取締役社長張富士夫 **施設の設置場所**

田原市緑が浜3-1-1トヨタ自動車株式会社田原工場 **施設の種別** 廃プラスチック類の焼却施設 **施設で処理する産業廃棄物の種類** 廃プラスチック類 **縦覧場所** 愛知県環境部

環境保全課、豊橋市役所廃棄物対策課、田原市役所環境課 **縦覧期間** 11月2日(火)～12月2日(木)の午前9時30分～午後4時30分(土・日曜日、祝日を除く) **問合せ** 廃棄物対策課(☎51・2407)

規制区域では自転車などを放置するのはやめましょう

11月は放置自転車クリーンキャンペーン月間です。

豊橋駅と二川駅の周辺は、自転車・ミニバイクの放置規制区域で、道路や歩道などに2時間以上放置すると撤去の対象となります。また、放置規制区域以外でも7日間以上放置された自転車・ミニバイクは撤去の対象です。市では、道路上に放置された自転車・ミニバイクに警告札・注意札を取り付け、その後撤去・保管しています。

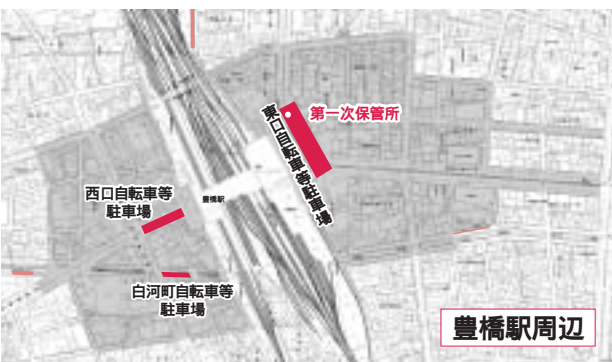
撤去した自転車・ミニバイクで保管期間6か月を経過しても引き取り

が無いものは、リサイクルなどを行います。 **問合せ** 道路維持課(☎51・2505)

放置規制区域
自転車等駐車場
自転車置き場(無料)



二川駅周辺



豊橋駅周辺

子ども読書活動推進計画市民懇談会が傍聴できます

とき 11月17日(水)午後1時30分
ところ 市役所東82会議室(東館8階) **テーマ** 子ども読書活動全般 **定員** 10人(先着順) **問合せ** 中央図書館(☎31・3131)

納税ポスターと納税標語の入賞者

税を考える週間(11月11日～17日)にあわせて、優秀作品を11月15日から19日まで市役所ギャラリー(東館1階)で展示します。(敬称略) **納税ポスター表彰者** 市長賞 鈴木麻友(本郷中1)



議長賞 熊谷柚香(豊岡中2)



特選 瀬木沙織(豊岡中3)、小林あずみ(東部中3)、波多野裕治(豊城中3)、加藤綾真(吉田方中3)

納税標語入賞者

特選

納税は住みよい街へのパスポート

(竹下英司・牛川薬師町)

納税は豊かな街づくりの第一歩

(長坂紘見・飯村南一丁目)

税を知りみんなで支える私の街

(佐藤真紀子・高師本郷町)

入賞者

朝倉静江(福岡町)、朝倉常行(福岡町)、足立一秀(東小浜町)、新井のぶ子(飯村町)、尾林文字(西幸町)、榎本晶(西高師町)、桜井容子(多米東町二丁目)、佐藤勝紀(高師本郷町)、佐藤礼子(高師本郷町)、竹下遼(牛川薬師町)、中西篠江(飯村町)、萩本誠市(談台町)、林友規(西新町)、丸山順京(西岩田六丁目)、丸山玉来(飯村町)、山田秀雄(中野町)、山本薫(東田町)

11月は

青少年健全育成

市民運動強調月間

育てよう

自分に勝てる子

負けない子

消火器の悪質訪問販売・点検にご注意を！

消火器を不適正に販売・点検(詰替)し、高額な請求をされる被害が多発しています。次のような手口に気をつけましょう。

一般家庭では

・「消防署の方から来た」「一般住宅にも消火器の設置が義務付けられた」と言葉巧みに嘘を言い、購入を勧める

・一般住宅に消火器の設置義務はありません

・まだ使えるのに、「この消火器はもう使えない」と買い替えや詰め替えを勧める

事業所では

・契約業者を巧妙に装います

・事前に点検に伺う旨の電話があります。予告なく訪問する場合もあります

・点検の承諾をあいまいにする、素早く消火器を集めだします

・契約書であることを隠して、一方的に書面にサイン、押印を求められます



住宅での訪問販売では、「すっかり売買契約をしても8日以内なら書面で契約を解除(3千円未満の現金取引の場合は不可)できます。事業所でもクーリングオフが適用された例もあります。

トラブルの防止ポイント

・はつきりと点検、購入を拒否する

・契約書(書面)にサインをしない

・「あやしいな」と思ったら、その場で消防・警察署へ連絡する

問合せ先

予防課(☎51・3115)
 中消防署(☎52・0119)
 南消防署(☎46・0119)
 豊橋警察署(☎54・0110)

秋季全国火災予防運動 11月9日～11月15日
「火は消した? いつも心にきいてみて」

(平成16年度全国統一防火標語)

これからの季節は、空気が乾燥し、暖房器具など火を使う機会が増え、火災が多くなります。出火原因は、「放火、放火の疑い」が最も多いのですが、たばこの不始末や火の取り扱いの不注意によるものも多くなっています。

「次の事に気をつけましょう」

・こんろ/使用中に離れる時は、必ず火を消す

・たばこ/灰皿には水を入れ、寝たばこは絶対にしない

・ストーブ/燃えやすいものを近くに置かない

「次の住宅用防災機器などを積極的に活用しましょう」

・住宅用火災警報器/火災の発生をキャッチして、いち早く知らせます

・住宅用消火器/火災の初期消火に効果を発揮します

・防災品(カーテン、じゅうたん、ふとんなど)/火が触れても燃えにくい特長をもっています

・安全器具/火災を未然に防ぐ安全

装置がついている暖房器具と調理器具です

防火作品展

とき 11月8日(月)～12日(金) ところ 市役所ギャラリー(東館1階)

内容 小・中学生から募集した火災予防に関するポスター・習字の入賞(入選以上)作品を展示

その他の行事

・女性防火クラブ防火研修会

・一人暮らし高齢者家庭の防火診断

・市内一斉にサイレン吹鳴(午後9時)など

老朽化した消火器の回収

期間 11月1日～30日 持込場所 消防本部予防課または消防署/分署

出張所 対象 持ち運び可能な粉末消火器(10型以下のもの) 処理費用 700円/本 その他 持参する時は、絶対に安全栓を抜いたりレバーを握ったりしないでください

問合せ先

予防課(☎51・3115)
 中消防署(☎52・0119)
 南消防署(☎46・0119)

情報ピックアップ